

Weekly Report

第457号
平成30年5月28日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

29年分の所得税・贈与税の確定申告状況

国税庁は平成29年分の確定申告状況について公表しました。

◆所得税の確定申告書は約2198万人が提出

所得税の確定申告書を提出した方は2197万7千人で、そのうち1283万人が還付申告でした。一方、申告納税額があった方は640万8千人で、その所得金額は4兆1兆4298億円、納税額は3兆2037億円と、いずれも3年連続で増加しています。

また、確定申告書を提出した方で、株式等の譲渡所得について申告した103万1千人のうち、所得金額があった方は前年と比べ81.1%増加の53万3千人となり、その所得金額は3兆5732億円、1人あたりでは670万円となっています。

なお、譲渡損失を翌年以降へ繰り越した方は53万3千人でした。

◆贈与税は約46万人が還暦課税を適用

贈与税について申告書を提出した方は50万7千で、そのうち暦年課税（基礎控除110万円）を適用したのは46万2千人（特例税率

23万2千人、一般税率23万人）、相続時精算課税は4万5千人となりました。

暦年課税を適用した方について、申告納税額があったのは36万6千人で、その納税額は1747億円、一人あたりでは48万円となっています。

なお、住宅取得等資金の非課税制度（父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の限度額まで贈与税が非課税となる制度）は5万8千人が適用しており、贈与を受けた住宅取得等資金4979億円のうち、4566億円が非課税の適用をうけています。

労働保険の年度更新の手続きはお早めに

労働保険（雇用・労災保険）は毎年、既に納付した前年度の保険料を確定した賃金総額に基づき精算するとともに、賃金総額の見込み額で算定した今年度の概算保険料の申告・納付が必要となり、この手続きを「年度更新」といいます。

30年度の年度更新期間は6月1日から7月10日までです。今月末頃に申告書が事業主宛てに発送されますので、早めに手続きを行います。

なお、30年度から適用される労災保険率が改定（引上げ3業種、引下げ20業種、据置き31業種）されているほか、労務費率や第2種特別加入保険料率も改定されています（雇用保険率については変更ありません）。

ふるさと納税の住民税控除分を確認

ふるさと納税をした方で、確定申告を行った場合は所得税と住民税から控除されます。また、ワンストップ特例制度を適用した方は所得税からの控除は行われず、所得税控除分を含めた全額が住民税から控除されます。

ふるさと納税を行った翌年度の住民税が減額される形で控除されますので、29年中にふるさと納税をした方は、5～6月頃に届く住民税決定通知書に記載された市町村民税（特別区民税）と道府県民税（都民税）の税額控除額を確認しましょう。